

太田市立藪塚本町南小学校

校 長 宮崎 正子

学校感染症と出席停止について

あなたのお子さんは、下記の病気があるため学校保健安全法第19条の規定により 月 日より
約 日間出席停止となりますので、医師が登校可能と判断するまで、学校を休ませてください。
なお、医師に報告書を記入していただき、登校する日に持参してください。 令和5年5月8日

	病 名	出席停止の期間
第 1 種	☐ エボラ出血熱	治癒するまで
	☐ クリミア・コンゴ出血熱	
	☐ 痘そう	
	☐ 南米出血熱	
	☐ ペスト	
	☐ マールブルグ病	
	☐ ラッサ熱	
	☐ 急性灰白髄炎	
	☐ ジフテリア	
	☐ 重症急性呼吸器症候群 (病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る)	
	☐ 中東呼吸器症候群 (病原体がMARSコロナウイルスであるものに限る)	
第 2 種	☐ 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス であってその血清亜型がH5N1であるものに限る)	発症した後5日、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	☐ 新型コロナウイルス感染症	
	☐ インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	
	☐ 百日咳	
	☐ 麻しん(はしか)	
	☐ 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	
	☐ 風しん(三日ばしか)	
	☐ 水痘(水ぼうそう)	
	☐ 咽頭結膜熱(プール熱)	
第 3 種	☐ 結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	☐ 髄膜炎菌性髄膜炎	
	☐ コレラ	
	☐ 細菌性赤痢	
	☐ 腸管出血性大腸菌感染症	
	☐ 腸チフス	
	☐ パラチフス	
	☐ 流行性角結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	☐ 急性出血性結膜炎	

※インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症については、保護者が記入した療養報告書を提出してください。(医師による治癒報告書は必要ありません)
※群馬県では「その他の感染症」については定めないこととしています。【例：マイコプラズマ感染症、伝染性紅斑(りんご病)、手足口病、溶連菌感染症等】

報 告 書

太田市立藪塚本町南小学校長 様

年 月 日 ~ 年 月 日まで出席停止

上記の者は、経過観察が終了し登校可能と判断します。